

MORRISON & FOERSTER LLP

デジタル音楽配信：法律の地雷原を行く

Thomas Vinje
+32-2-347 0400
tvinje@mofo.com
<http://www.mofo.com>

オンライン音楽事業の形態2

- 郵便で配送されるCDのオンライン販売
- ストリーミング、たとえば、
 - ◆ ウェブキャストイング
 - (在来型の放送局の)同時放送
 - ライブ・イベントのウェブキャストイング
 - ウェブ専用チャンネル
 - ◆ オンデマンド
 - サンプルング
 - 完璧な(Celestial)ジューク・ボックス
- ダウンロードの提供

基本的な問題3

- 各活動のために
 - ◆ どのような権利を処理することが必要か？
 - ◆ どのテリトリーについてか？
 - ◆ 誰を通じてか？
 - ◆ 本当のリスクは何か、どれだけのリスクがあるか、不確実性を許容できるか？

基本的対象物および権利者

- 2種類の保護対象物
 - ◆ 内在する音楽著作物
 - ◆ 録音物(レコード)
- 2種類の権利者
 - ◆ 著作者(作曲家、作詞家、編曲家等)
 - ◆ 実演家および制作者

関連する諸権利

- 著作者の権利
 - ◆ 複製権（「機械的複製権」）
 - ◆ 公衆への伝達／使用可能化
 - WCT第8条
 - 著作権指令第3条
 - EC加盟国の現行法（様々な公式化）
 - ◆ 頒布権
- 著作隣接権
 - ◆ 実演家およびレコード制作者も類似した権利を持つ

誰が権利を管理しているか？

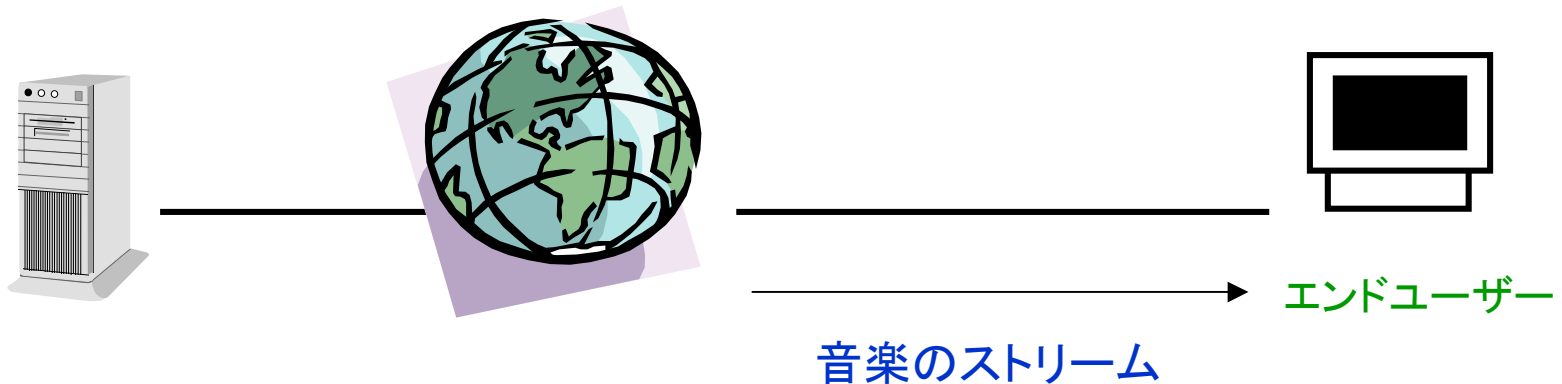
- 職業作曲家およびソングライターは、通常、自らの経済的権利を音楽出版者へ譲渡する。
- 次に、音楽出版者は、多くの場合これらの権利の管理を「機械的複製権」管理団体に委託する。
- 実演家および制作者の著作隣接権は、場合によっては、「演奏権」管理団体が管理する。
- しかし、メジャー・レーベルは、著作隣接権、特にオンラインに関する権利を自己管理することがある。

オンラインCD販売

- 通信販売と同様の分析
- プレプリントCDについては、頒布権が必要
 - ◆ 共同体内消尽に留意すること
 - 米国における「ファースト・セール」はECにおける頒布権を消尽しない
- 特注CDについては、複製権と頒布権の両方が必要
- 公衆への伝達権／使用可能化権は必要でない

ストリーミング

- 例：サンフランシスコのラジオ放送局が米国からの同時放送を行っている場合
- 権利があるとすれば、ヨーロッパについてどの権利を処理することが必要か？
- 誰から、またどのような状況の下でこれらの権利を取得することができるか？



ストリーミングの法的分析

- 準拠法の選択は？
 - ◆ ストリーミング活動に適用される法：
 - 米国法のみが適用されるか？
 - ストリーミングが受信される欧州（および欧州外の）各国の法が適用されるか？
 - どこか別の国（たとえばサーバの所在国）の法が適用されるか？
- 準拠法の解釈
 - ◆ 除外規定の適用、たとえば、
 - エンドユーザーによる複製は著作権指令第5条1項またはその他の除外規定に該当するか？

ストリーミングの法的分析

- どこで侵害行為が発生するか？
 - ◆ 米国からのストリーミングが、インターネットでアクセスできる他の各場所での公衆への伝達／使用可能化と関連するか？
- 誰が侵害行為を行っているのか？
 - ◆ コンピューター上で複製物を作るエンドユーザーか？
 - ◆ 起点となったウェブキャスターか？
- 責任の原則
 - ◆ 寄与侵害か？

ストリーミングの法的分析

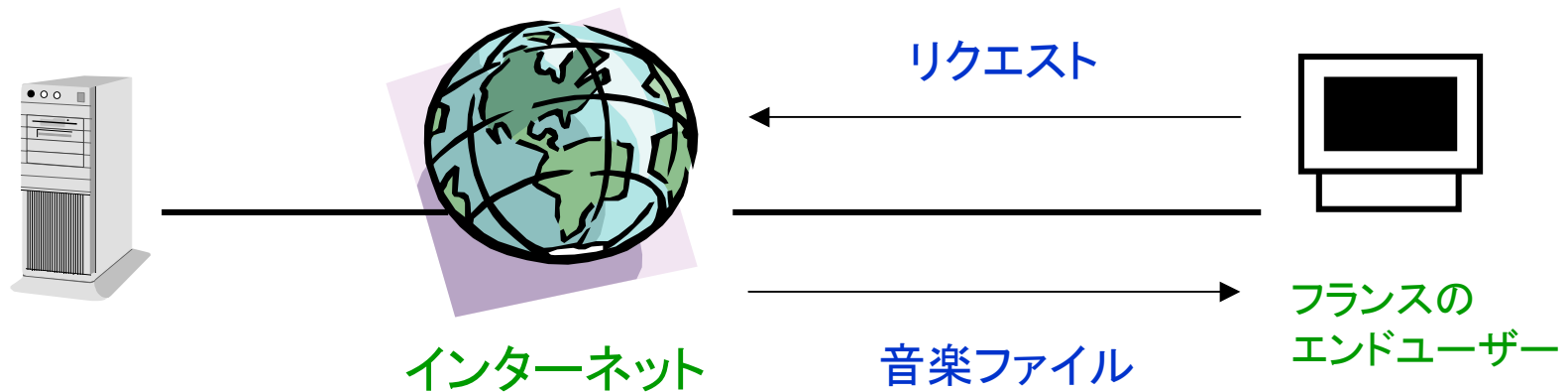
- もっとも有りそうな結果
 - ◆ ヨーロッパの裁判所は自分たちの法を適用するだろう。
 - ◆ 公衆への伝達／使用可能化ライセンスはヨーロッパの全ての国(あるいはそれ以上)について必要か？
 - ◆ ネットワーク・コピーについてはライセンスは必要ないと思われる。
 - ◆ エンドユーザーの一時的な複製はおそらく第5条1項の例外に該当する。したがって、複製(「機械的複製」)ライセンス(および二重の支払)は必要ない。

権利の源泉

- ストリーマーはヨーロッパにおける公衆への伝達権／使用可能化権を誰から取得するのか？
- 「サンティアゴ合意」(著作者の権利についてのみ)は一步前進ではあろうが、限定的なものである。
- 現在のところ、下記の点に限定されている。
 - ◆ 対象となる地域が限定されている。
 - ◆ 対象となる権利が限定されている(著作者の権利のみ)。
 - 制作者の権利に関する「ボートロフ合意」

ダウンロード

- ◆ 例：日本のインターネット音楽会社が日本のサーバーからダウンロード可能な音楽ファイルを販売する場合。



ダウンロード

- ヨーロッパについて必要と考えられる権利：
 - ◆ 公衆への伝達／使用可能化のライセンスは、ダウンロードが行われるヨーロッパのすべての国について必要
 - 少なくとも、ヨーロッパで実際に配信されることの証拠付きで
 - ◆ エンドユーザーの複製についての複製（「機械的複製」）ライセンス
 - しかし、問題は残る

権利の源泉

- 「実演」(公衆への伝達／使用可能化)の権利についてはストリーミングと同様の分析
 - ◆ ライセンスのソース、範囲および状況に不確実性がある。
- 複製権(「機械的複製権」)については、さらに明確でない。たとえば:
 - ◆ 「サンティアゴ合意」に相当するものがない。
 - ◆ ヨーロッパの管理団体とHarry Foxエージェンシーとの関係が不明確である。
 - ◆ ヨーロッパの管理団体それ自体の間関係が不明確である。
 - ◆ 煩瑣かつ反競争的な会員規約が権利者からのオンライン配信権の直接ライセンスを困難にしている。

結論

- おそらく進展するであろうが、オンライン音楽マーケットの発展は次のものにより阻害される：
 - ◆ 準拠法選択についての不確実性
 - ◆ どの領域についてどの権利が必要かという問題についての不確実性
 - ◆ 誰がどの権利をどの領域について、そしてどのような条件の下で許諾できるのかという問題に関する、混乱、衝突および秘密性
 - ◆ 特にヨーロッパの管理団体による反競争的なふるまい